

サービス産業動向調査の創設の経緯

我が国の経済活動におけるサービス産業（第三次産業）のウエイトはGDPベースで約7割（図参照）、従業者ベースで約4分の3に達しており（表1参照）、こうした経済社会の実態を的確に捉えるためには、サービス分野の統計が的確に整備されている必要がある。

しかしながら、サービス産業に関する統計は、個々の業種ごとにモザイク状に整備が行われ、サービス産業の全体像を明らかにするものとはなっていなかった。

このような状況は、産業統計としての利用に支障を来しているだけでなく、我が国の経済活動に占めるサービス産業のウエイトが圧倒的に高いことを背景にGDP関連統計や産業連関表の精度上の大きな制約要因となっており、統計体系の整備の観点からもその改善が強く望まれていた。とりわけGDPの四半期別速報（QE）を作成するためのサービス産業の基礎統計については、月次ベースの統計が一部の業種のみに限られており、これをサービス産業全体に拡充することへの期待が高くなっていた（表2参照）。

このような背景から、総務省統計局は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）等における政府の統計整備の方針に基づき、GDPベースで約7割を占める第三次産業のうち、これまで統計の整備が十分でなかったサービス産業を調査対象として、その活動の動向を包括的かつ適時に把握できる「サービス産業動向調査」を、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集（平成21年4月以降は統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査）として創設した。

サービス産業動向調査の創設により、これまで統計の整備が十分でなかったサービス産業について、その活動の動向を包括的かつ適時に表す統計データの整備が動き出したことになる。

今後、GDP推計を始めとする各種統計の精度の向上に資するとともに、サービス産業を中心とした企業活動に対しても、経営の基礎となるデータを提供するなど、様々な効果が期待される。

次ページに、サービス産業動向調査の創設に関する委員会及び政府の決定等の経緯を示す。

サービス産業動向調査の創設に関する委員会及び政府の決定等の経緯

「政府統計の構造改革に向けて」

(平成17年6月10日内閣府経済社会統計整備推進委員会報告)

- ・「QEを始めとする経済指標の精度向上に資するため、サービス産業に係る動態統計が未整備の分野について、生産・雇用等の状況を月次ベースで把握できる動態統計を創設」
- ・「経済センサス（仮称）の実施による的確な母集団名簿の整備が進んだ後は、サービス産業の構造的な実態把握やGDP関連統計・産業連関表の精度向上に資するため、適切なサンプル調査によってサービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備」

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」

(平成17年6月21日閣議決定)

- ・「産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）、サービス統計、観光統計等）を整備する」

「経済成長戦略大綱」

(平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定)

- ・「サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設する。試験調査等を2007年度に実施するため、関係府省が緊密に連携する」

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」

(平成18年7月7日閣議決定)

- ・「サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る」

「日本経済の進路と戦略」

(平成19年1月25日閣議決定)

- ・「サービス統計の抜本的拡充を図り、生産性を抜本的に向上させる」



サービス産業動向調査の創設（平成20年10月分）

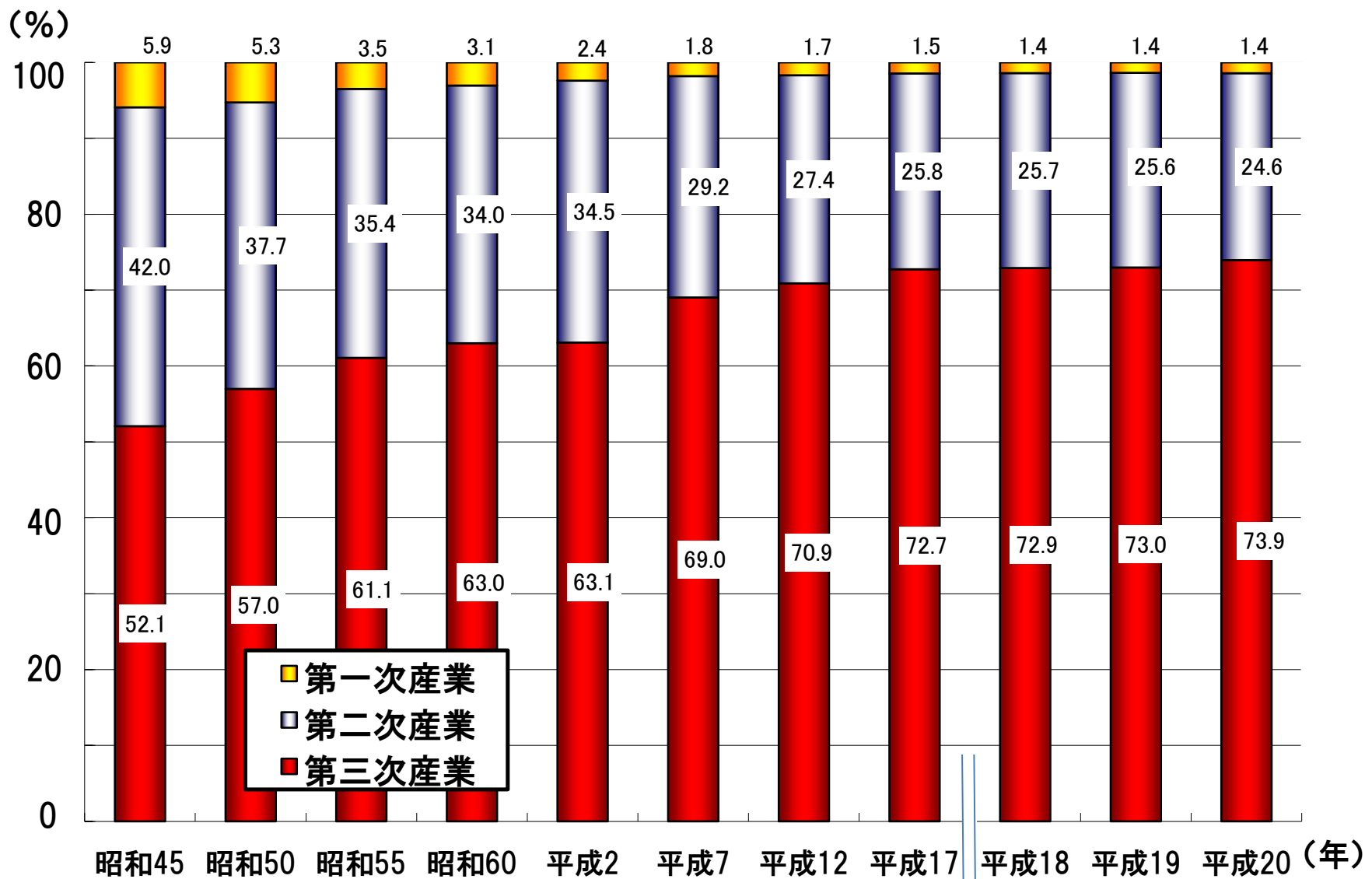
- ・ GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上
- ・ 機動的な政策の立案・実施
- ・ 市場動向の把握を通じた経営戦略等への活用



調査結果の公表開始（平成21年12月～）

- ・ 平成21年10月分結果
(前年同月比が算出可能な10月分結果から公表)

図 GDP(国内総生産)に占める第三次産業の構成比の推移



昭和50年以前の結果は68 S N A，昭和55年以降の結果は93 S N Aに基づく。

出典：内閣府経済社会総合研究所 「国民経済計算 平成20年度確報」

表1 サービス産業動向調査の調査対象産業の構成比(%)

	全産業	第三次産業	サービス産業 動向調査の 調査対象産業	出典
事業所数	100.0	81.0	47.5	総務省統計局 「平成18年事業所・企業統計調査」
従業者数	100.0	75.5	42.7	総務省統計局 「平成18年事業所・企業統計調査」
生産額 注)	100.0	58.2	36.6	内閣府経済社会総合研究所 「国民経済計算 平成20年度確報」
G D P	100.0	73.9	46.2	内閣府経済社会総合研究所 「国民経済計算 平成20年度確報」


注) 生産額については、「製造業」に分類されている「出版・印刷」を「平成12年産業連関表」(総務省政策統括官(統計基準担当))による構成比とみなして推定

表2 第三次産業における売上高等を把握する月次調査の状況

サービス産業動向調査の創設前は、サービス産業のうちごく一部の産業が把握されているのみで、それ以外の産業は部分的に調査の対象とされていた状況にあった。しかしながら、サービス産業動向調査の創設によってサービス産業のほぼ全部を包括的に把握することが可能となった。


なお、サービス産業動向調査の対象から、第二次産業的な側面のある「電気・ガス・熱供給・水道業」、既存の統計が存在する等の「卸売業、小売業」及び「複合サービス事業」、売上概念等が他の産業と異なる「金融業、保険業」を除外している（詳細は付録2参照）。

産業分類		サービス産業 動向調査開始前	サービス産業 動向調査開始後
電気・ガス・熱供給・水道業			
情報通信業	通信業		
	放送業		
	情報サービス業		
	インターネット附随サービス業		
	映像・音声・文字情報制作業		
運輸業、郵便業	鉄道業		
	道路旅客運送業		
	道路貨物運送業		
	水運業		
	航空運輸業		
	倉庫業		
	運輸に附帯するサービス業		
	郵便業（信書便事業を含む）		
卸売業、小売業			
金融業、保険業	銀行業		
	協同組織金融業		
	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		
	金融商品取引業、商品先物取引業		
	補助的金融業等		
	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）		
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業		
	不動産賃貸業・管理業		
	物品賃貸業		
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関		
	専門サービス業（他に分類されないもの）		
	広告業		
	技術サービス業（他に分類されないもの）		
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業		
	飲食店		
	持ち帰り・配達飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業		
	その他の生活関連サービス業		
	娯楽業		
教育、学習支援業	学校教育		
	その他の教育、学習支援業		
医療、福祉	医療業		
	保健衛生		
	社会保険・社会福祉・介護事業		
複合サービス事業			
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業		
	自動車整備業		
	機械等修理業（別掲を除く）		
	職業紹介・労働者派遣業		
	その他の事業サービス業		
	政治・経済・文化団体		
	宗教		
	その他のサービス業		
	外国公務		
公務（他に分類されるものを除く）			
分類不能の産業			

 サービス産業動向調査の対象

 他調査で一部調査

 他調査等の対象

 月次より少ない頻度でしか把握していない